

現物出資に係る事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年 \_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

同法 第70条の6の8第14項第3号 第70条の6の10第15項第2号 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

承継会社の商号 \_\_\_\_\_

1 特例(受贈)事業用資産である承継会社の株式等(以下「承継会社株式等」といいます。)の贈与に関する事項

	贈与をした年月日	贈与を受けた人の住所	贈与を受けた人の氏名
イ	・ ・		
ロ	・ ・		
ハ	・ ・		

2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_ 株・ロ・円

【承継会社株式等の内訳】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)ハをご覧ください。

	免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項			左記の者に係る株式等の数又は金額(株・ロ・円)	左記の株式等の贈与を受けた人ごとの数又は金額(株・ロ・円)		
	贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所		1イの者	1ロの者	1ハの者
免除対象	・ ・ ・						
贈与に係	・ ・ ・						
るもの	・ ・ ・						
上記以外							

3 贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_円

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_円

5 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和\_\_\_\_年 \_\_\_\_月\_\_\_\_日  
相続(遺贈)があった

6 贈与者 被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

7 贈与をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

## (裏)

### 1 届出書を提出する人

会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、特定申告期限（同法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の最初の同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。以下同じです。）の翌日から5年を経過する日後に、特例（受贈）事業用資産である承継会社株式等の全てにつき同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」をした場合には、この届出書を提出する必要があります。）

なお、この届出書は、承継会社株式等の贈与を受けた者がその承継会社株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

### 2 記載方法等

(1) 表題の「<sup>贈与税</sup>相続税」や本文の「<sup>贈与を受けた</sup>相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした承継会社の株式等に承継会社株式等以外のものが含まれる場合には、承継会社株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 承継会社株式等のうち先に取得をした特例（受贈）事業用資産に係るもの（先に取得をした特例受贈事業用資産が免除対象贈与により取得をしたものである場合には、その非上場株式等のうち先に租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【承継会社株式等の内訳等】欄は、特例事業受贈者が免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

(イ) 免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のもは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

(ロ) 「免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

※ 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

(3) 「5 特例（受贈）事業用資産の<sup>贈与を受けた</sup>相続(遺贈)があった 年月日」欄には、届出者が承継会社株式等に係る特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「6 <sup>贈与者</sup>被相続人 の住所\_\_\_\_氏名\_\_\_\_」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

(5) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

### 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

### 4 この届出書の添付書類は、「「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。